参考資料：特定類型該当性確認のための簡易 YES／NO チャート

※ 本資料は、職員等の特定類型該当性について、誓約書記載のために本人が確認する際や病院側が関係書類から確認する際に補助的に使用することを想定したものです。特定類型該当性の要件に関する正確な文言は必ず役務通達の原文を確認してください。（「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第五版」41頁～48頁参照）

■ 特定類型①：外国政府や外国法人と雇用契約等を結んでいる場合

外国の大学や企業（外国法人等）又は外国政府等と雇用契約（契約の名称を問わず、時間的・場所的に拘束されるもの）又は取締役・監査役としての委任契約を締結しているか？

NO → 類型①に該当しません。

YES ↓

当院との契約に基づく指揮命令又は善管注意義務が、〇〇が契約を結んでいる外国法人等又は外国政府等との契約に基づく指揮命令又は善管注意義務に優先するとの合意があるか？

YES → 類型①に該当しません。

NO ↓

当院と、〇〇が契約を結んでいる外国法人等はグループ外国法人等の関係にあるか？

YES → 類型①に該当する可能性があります。役務通達の原文を確認の上、必要な手続を行ってください。

NO → 類型①に該当する可能性があります。役務通達の原文を確認の上、必要な手続を行ってください。

■ 特定類型②：外国政府等から経済的利益を受けている場合

外国政府等から、個人として多額の金銭その他の重大な利益を得ている、又は、得ることを約束しているか？

NO → 類型②に該当しません。

YES ↓

その利益を金銭換算した場合、年間所得のうち 25%以上を占めているか？

NO → 類型②に該当しません。

YES/不明 → 類型②に該当する可能性があります。役務通達の原文を確認の上、必要な手続を行ってください。